

(8) 発達障害児の家族に対する支援の実施状況

調査の結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならないとされている（発達障害者支援法第13条）。</p> <p>文部科学省及び厚生労働省は、「発達障害者支援法の施行について（通知）」（平成17年4月1日付け17文科初第16号厚生労働省発障第0401008号文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知）において、都道府県及び市町村に対し、発達障害者の支援に際しては、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要であり、特に、家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など、十分配慮された支援を行うよう求めている。</p> <p>なお、平成28年の改正発達障害者支援法において、発達障害者の家族等の支援の強化を図るため、必要な措置として、都道府県及び市町村が発達障害者の家族等に対し、情報の提供や発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を適切に行うことが新たに追加されている（平成28年8月1日施行）。</p>	<p>表2-(8)-①</p> <p>表2-(8)-②</p>
<p>（家族支援体制整備事業）</p> <p>発達障害児（者）の家族に対する支援については、障害者総合支援法第78条第2項の規定に基づき、都道府県及び指定都市が地域生活支援事業の一つとして、「地域生活支援事業実施要綱」に沿って実施することができる「家族支援体制整備事業」（任意事業）がある。</p> <p>家族支援体制整備事業は、発達障害児（者）の子育てへの相談・助言、発達障害児（者）の不応や問題行動に対しての家族支援体制の構築を図ることを目的としており、同事業の主な内容は、次のとおりである。</p> <p>① ペアレントメンターの養成に必要な研修等</p> <p>ペアレントメンター（発達障害児（者）の子育て経験のある親が、その経験をいかし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う者）の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図ること。</p> <p>② ペアレントトレーニングの実施</p> <p>発達障害児（者）の親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。</p>	<p>表2-(8)-③、④</p> <p>表2-(8)-④（再掲）</p>

厚生労働省は、ペアレントメンターの養成に係る事業に対しては平成 22 年度から、ペアレントトレーニングに係る事業に対しては 26 年度から、都道府県及び指定都市が事業を実施する際に補助を行っている。

なお、ペアレントメンターの認定者数は、全国で 1,246 人（平成 26 年 6 月 30 日現在）となっている。

表 2-(8)-⑤

【調査結果】

今回、都道府県 19、都道府県教育委員会 19、市町村 31（うち 8 は指定都市）、市町村教育委員会 31、保育所 23、学校 93（幼稚園 23、小学校 23、中学校 23、高等学校 24）を対象として、発達障害児の家族に対する支援の実施状況等を調査した結果は、以下のとおりである。

ア 家族支援の必要性

厚生労働省の平成 25 年度障害者総合福祉推進事業報告書では、発達障害児者の家族に対する支援について、「一般的に、子どもの発達にとって家族は非常に重要である。家族が子どもの特徴を的確に把握しており、支援を受けることに積極的であれば、子どもも支援を受ける機会が増える。一方で、家族の理解が十分促進できず、子どもの特徴が把握できないと支援につながらず、発達支援を受けて可能性を広げることを難しくしたり、二次障害を重ねて将来的な健康な生活を損なうリスクにもなりうる」とその重要性が報告されており、家族の理解が十分に進まないといった状況がある場合、例えば、暴力、不登校、中退等の二次障害のリスクが指摘されている。

表 2-(8)-⑥

23 保育所及び 93 校（幼稚園 23、小学校 23、中学校 23、高等学校 24）並びに 29 医療機関及び 29 発達障害者支援センターを調査した結果、発達障害の診断のある児童生徒又は発達障害が疑われる児童生徒であるにもかかわらず、当該児童生徒の保護者による受容が進まなかったことが一因で、医療機関、療育機関等の支援につながらず、環境への不応等支障が生じているものが、保育所及び学校が把握しているもので 8 例、医療機関が把握しているもので 9 例、発達障害者支援センターが把握しているもので 7 例、計 24 例みられた。

表 2-(8)-⑦～⑨

また、このうち、不登校、中退、暴力等の二次障害の発現に至っているものは、保育所及び学校が把握しているもので 2 例、医療機関が把握しているもので 5 例、発達障害者支援センターが把握しているもので 3 例、計 10 例あり、将来、健康的な生活を損なうことが危惧される例もみられた。

<p>イ 都道府県等における家族支援事業の実施状況</p> <p>調査した 19 都道府県及び 8 指定都市の計 27 団体について、平成 26 年度における発達障害児の家族を対象とした事業の実施状況をみると、①国の補助事業の活用等によるペアレントメンターの養成に係る事業やペアレントトレーニングに係る事業の実施（19 団体）、②発達障害者支援センターにおける発達障害者の家族に対する研修等の実施（2 団体）、③市独自によるペアレントメンターの養成に係る事業等の実施（1 団体）、④発達障害者の保護者向け研修会・交流会の開催（1 団体）、⑤保育士等の専門家による巡回相談の実施（1 団体）等となっている。</p> <p>なお、国の補助事業であるペアレントメンターの養成に係る事業やペアレントトレーニングの事業については、事業の詳細を承知していない（1 団体）、ペアレントメンターの適任者選びが難しい（1 団体）とするものがあった。</p>	<p>表 2-(8)-⑩</p>
<p>ウ 保育所及び学校における家族支援の状況</p> <p>上記 27 団体の管内に所在する調査した保育所及び学校の計 116 学校等について、平成 26 年度における家族に対する支援の取組状況をみると、①保護者から相談があった場合には、スクールカウンセラーや校内の教職員が対応しているもの（25 学校等）、②保護者に対して、発達障害者支援センター等の相談機関や医療機関を案内しているもの（11 学校等）、③保護者から相談があった場合には、教育相談センター等と連携を図りながら対応しているもの（7 学校等）、④保護者の会に参加し、情報提供や助言等を行っているもの（2 学校等）、⑤市が実施しているペアレントメンターの制度を活用し、ペアレントメンターによる講演等を行っているもの（1 学校等）等となっており、これらの中には、次のような積極的な取組を行っている例もみられた。</p> <p>① 保育所の所長や保育士が、月 1 回、発達障害等のある児童の保護者が集まる保護者会に参加し、児童に関する情報提供や助言等を行っているもの</p> <p>② 学校の校長、担任教諭、特別支援教育コーディネーター等が、年に 3 回（学期ごとに 1 回）、発達障害等のある児童生徒の保護者と会議を行い、保護者を通じて医療機関の指導内容を確認したり、児童生徒の特性の把握や児童生徒に対する指導方法の検討を行っているもの</p> <p>上記のうち、家族に対する支援の取組として、ペアレントメンターを活用している 1 学校等（幼稚園）では、市に対してペアレントメンターの派遣要請を行い、特別な支援を必要とする児童の保護者 15 人を対象としたペアレントメンターによる講演及び懇談会を実施し、参加した保護者からは好評を得ているとしている。</p>	<p>表 2-(8)-⑪</p>
<p>また、市教育委員会がペアレントトレーニングを実施している例があり、</p>	<p>表 2-(8)-⑫</p>

同教育委員会は、医師及び理学療法士が講師となり、「褒める」、「無視する」等をテーマとしたペアレントトレーニングを複数回実施し、いずれも参加者から具体的で分かりやすかったので、早速実践してみたいという声が多く、好評を得ているとしている。

なお、調査した学校等からは、保護者とその家族に対する支援の充実を図る上で、特別支援教育コーディネーターの専任化やスクールカウンセラーの増員等が課題とする意見がみられた。

保護者とその家族が子どもの障害を受容し、温かく見守り育てることで、子どもの自尊心を育て、心を強くし、様々なダメージからも早期に回復できると言われている。改正発達障害者支援法においても、発達障害者の家族への情報提供や家族が互いに支え合うための活動の支援が新たに追加されたところであり、発達障害への正しい理解を促し、子どもの障害を受容する意識を醸成するとともに、発達障害児の健全な発達につなげていくためにも、保護者とその家族に対する継続的な支援が望まれる。

表 2-(8)-①
(再掲)

表 2-(8)-① 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）〈抜粋〉

（発達障害者の家族等への支援）

第 13 条 都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(8)-② 発達障害者の家族への支援に関する通知

○ 「**発達障害者支援法の施行について（通知）**」（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 16 号厚生労働省発障第 0401008 号文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知）〈抜粋〉

第 1 法の趣旨（略）

第 2 法の概要

(1)～(9)（略）

(10) 発達障害者の家族に対する支援について

都道府県及び市町村は、発達障害者の支援に際しては、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要である。特に、家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など、十分配慮された支援を行うこと。また、家族に対する支援に際しては、父母のみならず兄弟姉妹、祖父母等の支援も重要であることに配慮すること。

(11)～(18)（略）

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(8)-③ 障害者総合支援法における地域生活支援事業に関する規定

○ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）**
〈抜粋〉

（都道府県の地域生活支援事業）

第 78 条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第 77 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(8)-④ 家族支援体制整備事業に関する通知

○ 「地域生活支援事業の実施について（通知）」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）＜抜粋＞

地域生活支援事業実施要綱

任意事業

必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。

○ 事業内容の例

【日常生活支援】

(1)～(3) (略)

(4) 発達障害者支援体制整備

ア 目的 (略)

イ 事業内容等

(ア) 実施について

以下の(イ)から(エ)に定める各支援事業の実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

(イ) (略)

(ウ) 家族支援体制整備

a 目的

発達障害児（者）の子育てへの相談・助言、発達障害児（者）の不応や問題行動に対しての家族支援体制の構築を図る。

b 事業の内容

(a) ペアレントメンター

ペアレントメンター^(注1)の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメンター・コーディネーター^(注2)を配置し、家族への適切な支援に結びつける。

(b) 発達障害児（者）の適応力向上のためのペアレントトレーニング^(注3)を実施する。

(c) 発達障害児（者）の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）^(注4)を実施する。

(d) その他家族支援体制の構築に必要な取組

(注1) 発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。

(注2) ペアレントメンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者（親など）とペアレントメンターを適切に結びつける判断を行う者。

(注3) 親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

(注4) 子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを日常生活場面とは別の場所で練習すること。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(8)-⑤ ペアレントメンターの認定者数

(単位：人)

都道府県、指定都市別 区分	都道府県	指定都市	計
ペアレントメンターの認定者数	955	291	1,246

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。
2 数値は、47 都道府県及び 20 指定都市における平成 26 年 6 月 30 日現在のものである。

表 2-(8)-⑥ 「平成 25 年度障害者総合福祉推進事業報告書」(平成 25 年度厚生労働省) <抜粋>

ア 家族支援体制整備事業の検証と家族支援の今後の方向性について (要旨)

○ 発達障害児者の家族支援の重要性

一般的に、子どもの発達にとって家族は非常に重要である。家族が子どもの特徴を的確に把握しており、支援を受けることに積極的であれば、子どもも支援を受ける機会が増える。一方で、家族の理解が十分促進できず、子どもの特徴が把握できないと、支援につながらず、発達支援を受けて可能性を広げることを難しくしたり、二次障害を重ねて将来的な健康な生活を損なうリスクにもなりうる。

現在の乳幼児健診でのスクリーニングを行った後、行動面・情緒面で懸念される子についてフォローアップを行い、医療機関への受診を勧めて診断を受け、療育へつなげるという流れの課題として、実際の現場では、母親や家族は診断や療育を受ける以前に、(医療としてではなく)子育ての難しさや発達をめぐる不安として相談したいというニーズが強い。母親や家族のニーズと提供する支援のズレから相談できずに孤立し、困難を抱えながら対応する末に感情的・虐待的な子育てに至ってしまうケースもある。さらにこうした悪循環を繰り返して困難を抱えながら成長し、保育園や療育機関に入ることで集団での適応がうまくいかず、また、保育士等の現場の職員も対応に苦慮している実態もある。支援の地域格差はなお拡大しており、支援者側が必要な家族支援ができるようにする支援スキルを身につける工夫が必要になっている。具体的には、母親や家族が抱える子育ての難しさや発達をめぐる不安などについて、子育てのコツを学べる場や相談できる機会を、地域の保健師や保育士、障害児事業所の職員が提供するシステムである。これにより、専門医や専門家が不足している地域でも、すでにいる保健師や保育士らによる支援が充実し、発達障害児の早期発見・早期支援がより有効に実施できることとなる。ここで重要なのは、保健師や保育士といった現場の職員が実施可能な、支援方法のプラットフォーム(土台)を作成し、広く提供していくことである。

(以下略)

- (注) 下線は当省が付した。

表 2-(8)-⑦ 保護者による受容が進まなかったことが一因で、医療機関、療育機関等の支援につながらず、支障が生じている例
(調査した学校等が把握している例)

No.	区分	概要	二次障害の有無
1	保育所	言葉が出ない、指示が通らないなど発達障害の特性がみられ、巡回相談での助言を受けて保護者に医療機関を紹介し、発達障害の診断を受けたものの、保護者が受け入れず、指示が通らない状況は改善されないうまとなっている例	-
2	保育所	2歳になっても言葉が出ず、他の幼児とのコミュニケーションがうまくできない幼児について、母親に保育所での様子を伝えるも仕事が忙しく、4歳になっても言葉数は少なく友達との関わりがほとんどみられなかった。5歳になってから関係機関の言語療法及び作業療法を開始することとなったが、保護者自身ももっと早く関わればよかったと後悔している例	-
3	保育所	入園(1歳)当初から、落ち着きがないなど気にならない行動がみられた幼児について、保護者も育てにくさや気付きはあるものの認めたくないようであり、専門機関や療育機関にはつながらず(注)、6歳となった現在でも今やるべきことをしないで気になったことに対してすぐ行動するなどの様子がみられる例 (注) 就学に関しては保護者も不安を感じていたため、6歳で教育相談は実施することができたとしている。	-
4	小学校	一斉指導での理解や学習が難しく暴言・暴力がみられる児童について、1年生のときから保護者に学校での困り感を伝えていたが、保護者はネグレクトの状態や児童を押さえつけて学習させようとするときがあり、5年生になった現在でも相談機関や医療機関につながらず、周囲との学習の差が大きく、担任の個別指導だけでは追いつけない状態となっている例	有
5	小学校	入学当初から教室で長時間座って学習をすることや人の気持ちを考えることが難しく、個別の対応が必要である児童について、保護者と相談を重ねてきたが、2年生のときに小児科で診断名がつかなかったこと等から保護者に受け入れられず、学年が進むにつれて人間関係での課題が大きくなり、現在6年生となり学級での居場所を失いつつある例	-
6	中学校	授業中だけでなく様々な場面で衝動的な行動、多動傾向がみられるが、保護者は「元気な子」と捉えており受け入れなかったが、医療機関につなぐことにより症状を抑えることができた可能性があると思われる例	-
7	高等学校	幼少期に発達障害の診断を受け療育を受けるが、その後、保護者は「病気が治った」と思い、訓練・サポートが行われなかったが、コミュニケーション能力が低く、将来社会的に自立するためには専門機関との連携が必要であると伝えるも保護者の理解が得られず、本人は授業に参加しないことが多く卒業さえ危うくなってきている例	有
8	高等学校	中学校在学時から発達障害が疑われていたが保護者が医療機関を受診を拒否していた生徒について、行動面及び成績面から授業の継続が困難であったため、特別支援学校に授業見学を依頼し、助言を受けながら当該生徒の特性に応じた指導を行うなどして対応しているが、保護者に受診を促しても受診に至っていない例	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「区分」欄は、当該事例を把握している学校等の区分である。

表 2-(8)-⑧ 保護者による受容が進まなかったことが一因で、医療機関、療育機関等の支援につながらず、支障が生じている例
(調査した医療機関が把握している例)

No.	把握時期	概要	二次障害の有無
1	幼児期	重度精神遅滞を伴う自閉症で早期の療育が必要であるにもかかわらず、保護者の受容が進まずに医療機関の受診や療育が継続しなかったため、3歳までに有意語や単語理解ができないなど発達の伸びがみられなかった例	-
2	幼児期～小学校	保護者の障害への理解がなく医療機関への受診や療育が継続せず、保護者は家庭での対応方法に困りながらも、適切な療育を受けないまま小学校に入学している例	-
3	保育所～中学校	3歳児健診や保育所での指摘を受けて診断を受けたものの、保護者の理解がなく適切な療育を受けないまま、中学校入学後に勉強についていけない、空気が読めないなどの状況がみられて再診したが、思春期は乳幼児期に比べて療育が難しいため、早期の療育が望まれた例	-
4	小学校	乳幼児健診で発達の遅れを指摘されたものの保護者が受け入れられず、小学校高学年で不登校となつてから保護者が危機感を感じて受診したものの、二次障害の問題が大きくなり支援が難しくなっている例	有
5	小学校～中学校	小学校5年生時から学習意欲のなさや集団生活でのトラブルがあったものの保護者の受容が進まず、6年生の3学期に友人とのトラブルをきっかけに医療機関の受診、発達障害の診断に至るが、中学校入学後は学習の定着に課題があり、夏休み明けには学校を休みがちとなり学校でもトラブルを起こしている例	有
6	中学校	乳幼児期から発達面での指摘が行われていたが保護者の受容が進まず、中学校入学後に不登校、自殺企図、暴力等がみられ、その後、発達障害の診断を受けたものの、本人の医療機関及び療育機関への拒否感が強く不登校が継続するなど対応が困難となっている例	有
7	高等学校	小学校時に教員から児童相談所での相談を勧められるが保護者が拒否し、高校生で発達障害の診断を受けるが、保護者は本人の努力不足という見方をして受け入れられず、本人もなかなか受け入れられずに不登校となり、進学先の専門学校も退学し、就労も継続していない例	有
8	高等学校	小学校で医療機関の受診を勧められたが保護者が受け入れられず、高校生で遅刻や喫煙行為等のトラブルが多くみられ、教員の熱心な勧めにより受診し発達障害の診断を受け、治療を開始したが効果が限定的で、暴力事件を起こして退学した例	有
9	成人	保育所の頃に多動を指摘され、医療機関を受診したものの保護者の理解が不十分で通院が継続せずに療育等が行われないうまま過ごし、就職先で臨機応変な対応や要点をまとめた記録ができないうなどの不適応を起こし、発達障害の診断に至つた例	-

(注) 1 当省の調査結果による。
2 「把握時期」欄は、9 医療機関が当該事例を把握した時期である。

表 2-(8)-⑨ 保護者による受容が進まなかったことが一因で、医療機関、療育機関等の支援につながらず、支障が生じている例
(調査した発達障害者支援センターが把握している例)

No.	把握時期	概要	二次障害の有無
1	小学校	補助サポーターの個別支援なしには授業を受けることが難しく、学校では詳しい検査(受診)を提案しているが保護者が受け入れず、今後ますます授業についていけずに登校意欲の低下が心配される例	-
2	中学校	学校生活での友人とのトラブルや学習内容の理解が進まないなどの状況がみられるが、保護者の理解が得られず、医療機関等につながることが困難である例	-
3	高等学校 (中退)	小学生のときに発達障害の診断を受けるが、保護者が受容しなかったため、療育や支援等を受けずに育ち、本人も自らの障害特性を知ったときに受け入れられなかったため支援につながりにくく、人間関係や生活上の問題から高等学校を中退している例	有
4	高等学校	小学校のときに異常なしと診断されたため、高校生のとときに発達障害の診断を受けるまで保護者から厳しい対応を受けるなど適切な対応がなされず、「こうなったのはおまへのせいだ」など保護者に暴言を吐くようになった例	有
5	成人	幼少期に指摘を受けて医療機関を受診したが保護者が受け入れず、就職後に社内や取引先等とのトラブルにより転職を繰り返す、家を出て生活保護を受けてから関係機関につながり発達障害の診断を受けた例	-
6	成人	仕事に行けなくなり引きこもりとなってから発達障害の診断を受けるが、本人と両親は十分に受け入れず、両親は就職をせかすが、本人は外出するのも難しく、本人の受容と回復には時間がかかるとみられる例	-
7	成人	幼児期に発達障害の診断を受けるが、保護者の希望で通常学級に在籍し、中学校で不登校となるが支援機関につながらず、家庭内暴力等もみられるようになるが、本人が応じず関係機関の支援が難しく、事件を起こし精神科病院に入院した例	有

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「把握時期」欄は、7 発達障害者支援センターが当該事例を把握した時期である。

表 2-(8)-⑩ 発達障害児の家族を対象とした事業の実施状況（平成 26 年度）

(単位：団体)

理由	団体数
国の補助事業の活用等によるペアレントメンターの養成に係る事業やペアレントトレーニングに係る事業の実施	19
発達障害者支援センターにおける発達障害者の家族に対する研修等の実施	2
市独自によるペアレントメンターの養成に係る事業等の実施	1
発達障害者の保護者向け研修会・交流会の開催	1
保育士等の専門家による巡回相談の実施	1
発達障害児の保護者の会に対する支援の実施	1
未実施（ペアレントメンター等の家族支援に係るニーズの有無を発達障害児の保護者の会等に確認したが、希望がなかったため未実施等）	2

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(8)-⑪ 保育所及び学校における家族に対する支援の取組状況

(単位：施設、学校)

理由	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	合計
保護者から相談があった場合には、スクールカウンセラーや校内の教職員が対応しているもの	0	0	8	10	7	25
保護者に対して、発達障害者支援センター等の相談機関や医療機関を案内しているもの	3	0	3	4	1	11
保護者から相談があった場合には、教育相談センター等と連携を図りながら対応しているもの	1	1	3	2	0	7
保護者の会に参加し、情報提供や助言等を行っているもの	1	0	0	1	0	2
市が実施しているペアレントメンターの制度を活用し、ペアレントメンターによる講演等を行っているもの	0	1	0	0	0	1
年 1 回、発達障害の疑いのある児童の保護者が臨床心理士と個別に子育ての悩みを相談できる場を提供しているもの	0	1	0	0	0	1
保護者が子育て等で困っている場合、保育士が助言等を行っているもの	1	0	0	0	0	1
その他	1	1	3	0	1	6
計	7	4	17	17	9	54

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(8)-⑫ 教育委員会においてペアレントトレーニングを実施している例

区分	概要
新居浜市教育委員会	<p>新居浜市教育委員会では、平成 26 年度に 2 歳から 5 歳までの子どもを持つ保護者とその子どもを対象として、医師及び理学療法士が講師となり、「褒める（講習と宿題を基にロールプレイ）」、「無視する（講習と宿題を基にロールプレイ）」等をテーマとしたペアレントトレーニングを実施している。</p> <p>平成 26 年度は年 3 回開催（27 年度も年 3 回開催予定）し、参加者数（延べ人数）は 27 人となっている。</p> <p>同教育委員会では、参加者から、「褒め方が分からなかったが、具体的で分かりやすかったので、早速実践してみたい」という声が多く、好評を得ているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。